目黒区立学校における部活動改革の基本的な考え方（素案）

目黒区教育委員会

0. 目次

1. 国・東京都の動き

2. 目黒区における現状と課題

3. 部活動の教育的意義

4. 部活動改革の理念

5. 部活動改革の方向性

6.「地域展開」にあたっての留意事項

7. 推進体制の整備

8.「地域展開」に伴う学校との連携について

9. 今後の検討課題

1. 国・東京都の動き

（1）国の動き：改革実行期間

令和8年度　　令和13年度

改革実行期間

学校単位から地域全体で支える仕組みへの転換を全国的に推進（地域クラブ活動への移行）

※「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月　スポーツ庁・文化庁）

※「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月　文部科学省）

（2）都の動き：東京モデルの提示

①地域展開

地域の団体が運営団体・実施主体として、子どもの活動の機会を確保

持続可能な部活動体制

②拠点化

複数の学校で連携して行い、子どもの活動の機会を確保

③地域連携

外部人材の活用

※「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」（令和8年3月）

2. 目黒区における現状と課題

（１）現状

・目黒区立学校に係る部活動の方針(平成31年3月策定)に基づき、全ての区立中学校で、顧問教員のほか、地域の人材を活用した外部指導者の配置や合同部活動を実施。

・令和6年度からは、東山中学校で顧問業務や専門的な技術指導等を業務委託する部活動支援事業もモデル実施。

＜児童・生徒や保護者のニーズ＞

・専門的指導者から指導を受けたい。

・地域クラブ活動に参加したい。

専門的な指導者から指導を受けたいと思う生徒
（区立中学校の部活動に参加している生徒）



放課後や休日等のスポーツ・文化芸術活動に参加している児童
（区立小学校5・6年生）



学校以外の地域クラブ活動やその他習い事に参加している児童



目黒区部活動に関するアンケート（令和6年7月～8月に実施）より

2. 目黒区における現状と課題

（2）令和8年度　目黒区立中学校の部活動の状況について（令和8年5月1日現在）

部活動の加入者数及び加入率	
在籍生徒数	2717人
部活動加入者数	2437人
部活動加入率	90%
運動部所属人数	1602人
文化部所属人数	835人

部活動顧問・指導員の配置	
運動部顧問教諭	119人
運動部部活動指導員	53人
運動部外部指導員	29人
文化部顧問教諭	77人
文化部部活動指導員	17人
文化部外部指導員	23人

※部活動指導員：学校教育法施行規則に基づき、校長の監督の下、学校部活動における実技指導、活動の管理運営、安全管理、生徒指導に係る対応、大会・練習試合等への引率その他部活動の顧問として必要な業務を担う者

※外部指導員：部活動において、顧問教員又は部活動指導員と連携・協力し、専門的な知識や技能を生かして、主として実技や技術面の指導を補助する者

2. 目黒区における現状と課題

(3)令和7年度 目黒区立中学校部活動指導等業務委託の実施結果について

事業概要

目　的：部活動の充実及び教員の負担軽減

実施校：東山中学校(令和6年度からモデル事業開始)

業務内容：顧問業務の支援、専門的な技術指導、大会引率等

対象部活動数

7部

令和7年度は文化部にも対象を拡大

運動部(6部)	男子バレーボール部、卓球部、 女子バレーボール部、陸上部、 女子ソフトテニス部、女子バドミントン部
文化部(1部)	吹奏楽部(令和8年2月から実施)

年度比較	実施期間	延べ回数(指導・大会引率)
令和6年度	6か月	311件
令和7年度	**通年**	**657件**

※ 令和6年度は10月から翌年3月までの6か月間、令和7年度は通年で実施

生徒への効果

- 指導員の配置により、生徒が専門的な指導を受けられる機会が増加
- 練習内容が充実し、技術力及び競技意識が向上
- 専門的な指導を通じて、生徒の活動意欲や競技への取組が向上

2. 目黒区における現状と課題

(4)課題

・中学校では約半数の教員が経験のない部活動を担当。

・部活動を担当している教員のうち、約75%が部活動に負担。

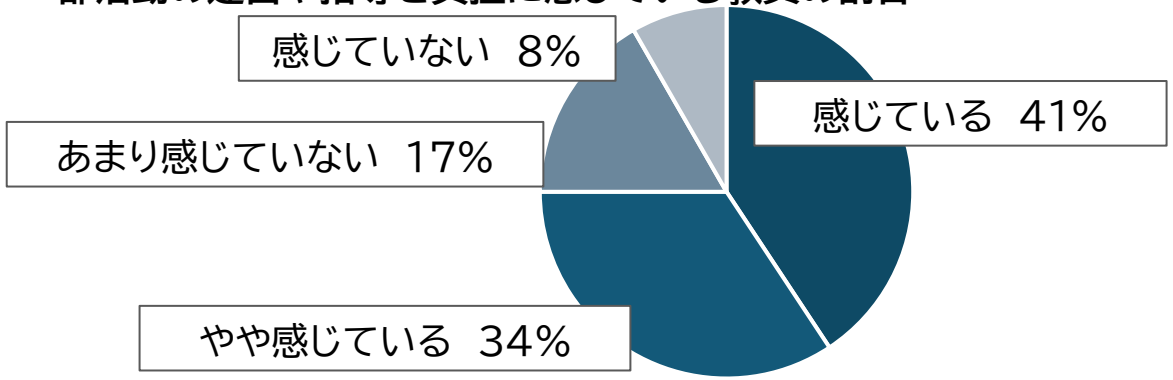
●指導者の種目・分野に関する
経験と知識が課題

●外部指導者の配置人数増加に伴う
指導技術の質の確保や
財政面の課題も顕在化

経験したことのない部活動を担当している教員の割合



部活動の運営や指導を負担に感じている教員の割合



目黒区部活動に関するアンケート(令和6年7月～8月に実施)より

3. 部活動の教育的意義

学校教育の一環としての役割

①生涯にわたる豊かな活動を継続する資質・能力の育成
②体力の向上・健康の増進・感性・創造性・表現力の育成
③自主性、協調性、責任感、連帯感の育成
④指導者や異学年の生徒など多様な人間関係の形成

部活動は、学校教育の一環として**生徒の自主的・自発的な参加**により行われ、顧問との信頼関係の下で共通の目標を目指し、豊かな学校生活を創造してきた。また、**スポーツや文化・科学・芸術**などの活動を通じて、**学習意欲や責任感、連帯感、自主性、社会性**を育み、健全な人間形成や生涯学習の基盤を築く重要な教育活動である。

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（東京都）より

3. 部活動の教育的意義

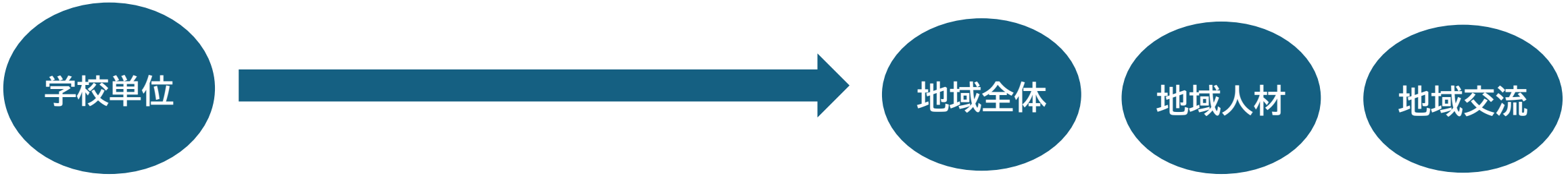
学校教育の一環としての役割

社会状況の変化　　教育課題の複雑化

これまでの部活動の意義を継承しつつ、より持続可能な運営方法、地域の関係団体等との連携など、地域の実情等に応じた多様な形態での部活動

目黒区立学校における部活動改革の基本的な考え方を示す

4. 部活動改革の理念



①生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させる
②地域全体で関係者が連携して支えることで生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する
③より多くの生徒が希望に応じた活動に参加できるような環境を整備する
④学校教育の質の向上にも資するよう、学校における働き方改革の推進を図る

区立中学校の魅力づくり

子どもたちの心豊かで健やかな成長

5. 部活動改革の方向性 （取組の類型・名称）

名称	運営方法	主な指導主体
地域連携	学校部活動への 地域人材活用	○教員・部活動指導員・外部指導員 ○民間事業者（一部の学校で実施）
拠点化	合同部活動	○区内等で活動するスポーツ・ 芸術・文化団体や民間事業者 ○教員・部活動指導員・外部指導員
地域展開	地域団体等への 運営移行 （地域クラブ活動）	○区内等で活動するスポーツ・ 芸術・文化団体や民間事業者

5. 部活動改革の方向性 （全体イメージ）

現　行

A学校	a部	←	外部指導員
	b部	←	顧 問 教 諭
	c部	←	外部指導員
	d部	←	顧 問 教 諭
B学校	a部		
	b部	←	外部指導員（民間委託）
	c部		
	d部	←	顧 問 教 諭

合同部活動

A･C学校	a部	←	外部指導員

今　後

A学校	a部	←	外部指導員
	b部	←	顧 問 教 諭
	c部	→	地域団体等
	d部	←	顧 問 教 諭
B学校	a部	←	外部指導員（民間委託）
	b部		
	c部	→	地域団体等
	d部	←	顧 問 教 諭

合同部活動

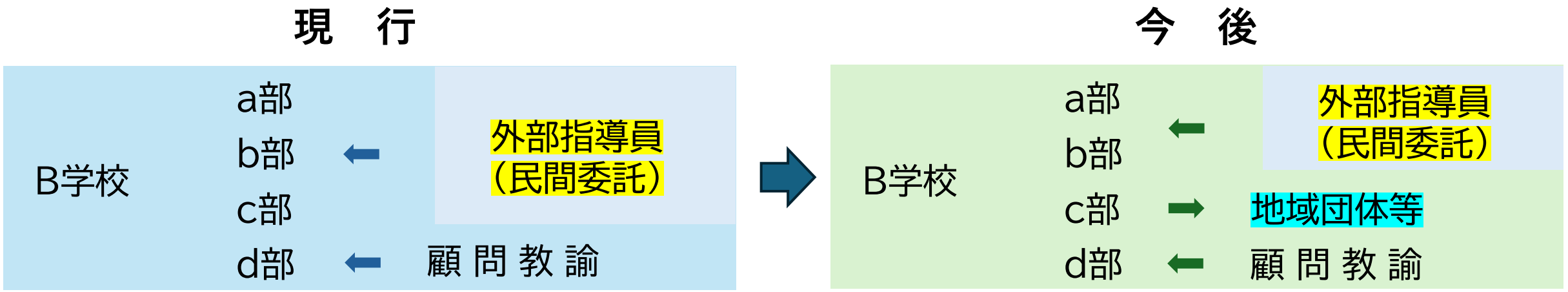
A･C学校	a部	←	外部指導員
A･B･C学校	b部（新規）	→	地域団体等

5. 部活動改革の方向性 （個別イメージ①）

現　行				今　後			
A学校	a部	⬅	外部指導員	A学校	a部	⬅	外部指導員
	b部	⬅	顧 問 教 諭		b部	⬅	顧 問 教 諭
	c部	⬅	外部指導員		c部	➡	地域団体等
	d部	⬅	顧 問 教 諭		d部	⬅	顧 問 教 諭

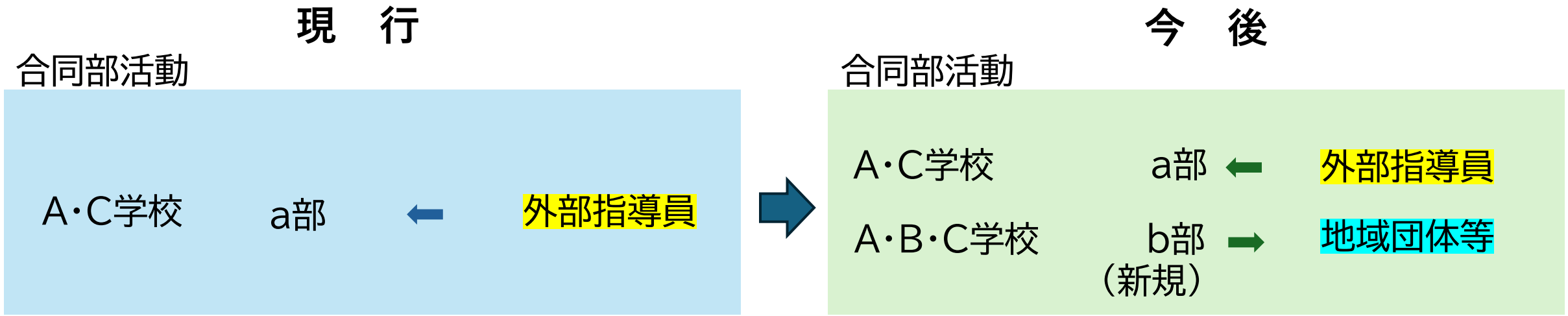
A学校のパターン
（現行）
・a部とc部が外部指導員を活用した指導（「地域連携」）
・b部とd部は教員による部活動指導
（今後）
・b部とd部の教員による部活動指導とa部の外部指導員は残しつつ、
c部の部活動運営を地域団体等に移行（「地域展開」）

5. 部活動改革の方向性 （個別イメージ②）



B学校のパターン
（現行）
・a部とb部とc部の部活動指導を外部委託（「地域連携」）
・d部は教員による部活動指導
（今後）
・a部とb部の外部委託、d部の教員による部活動指導は残しつつ、
c部の部活動運営を地域団体等に移行（「地域展開」）

5. 部活動改革の方向性 （個別イメージ③）



合同部活動のパターン（いずれかの学校で拠点化）
（現行）
・A学校とC学校のa部ではそれぞれの学校単体で部活動ができないため、
　合同実施にして外部指導員を活用（「地域連携」）
（今後）
・A学校とC学校の合同a部の外部指導は残しつつ、
　新たにB学校を加え、b部の合同部活動運営を地域団体等に移行（「地域展開」）

5. 部活動改革の方向性（地域クラブ活動の認定）

＜認定要件の考え方＞（現時点で想定されるもの）

（1）学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であること
（2）豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
（3）適切な活動時間や休養日が設定されていること
（4）活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
（5）適切な指導の実施体制が確保されていること
（6）適切な安全確保の体制が確保されていること
（7）適切な運営体制が確保されていること
（8）学校等との連携が適切に行われていること

東京都教育委員会「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」令和８年３月から

5. 部活動改革の方向性（改革のロードマップ）

前期（R8）	前期（R9）	中間評価（R10末）	後期（R11－R13）
改革実行の着手	地域展開の試行開始	進捗状況の評価 課題の洗い出しと是正	改革の更なる推進 持続可能な体制の定着

前期（R8－R10）段階的な地域展開

評価軸：生徒のニーズへの適合、指導体制の安定性、働き方改革の成果

6.「地域展開」にあたっての留意事項

（1）地域の実情に応じた多様な形態が想定されるため、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行う。
（2）全校一斉に取り組むのではなく、関係団体等との調整が整ったものから段階的に地域展開を進めていく。
（3）安定的・継続的に改革を進められるよう、民間企業等との連携など、多角的な方法を検討する。
（4）家庭の経済格差が生徒の体験格差につながらないよう、費用負担に配慮する。
（5）部活動改革は、多面的な効果が期待されるものであるため、幅広い関係者が一丸となって取組を進める。

7. 推進体制の整備

各中学校

・学校部活動方針の策定
・学校運営協議会等との連携
・生徒等のニーズの把握・反映
・兼業・兼職する教員の服務管理

目黒区教育委員会

・担当部署の設置
・保護者や地域住民への周知
・安定的な運営に向けたサポート
・関係機関・関係部署（区長部局）との連携

地域団体等

・指導者の人材育成
・適切な運営体制の整備
・安心・安全な環境づくり
・学校部活動を踏まえた実施

8. 地域展開に伴う学校との連携について

地域団体等及び関係団体・大学・民間企業との連携

①区立中学校との適切な連携による関係性の維持
②活動方針・活動状況等の共有による指導の一貫性の確保
③学校施設の活用や希望する教員の兼業・兼職等の円滑な実施
④生徒・保護者への情報提供による活動への参加促進
⑤新たな視点やノウハウの導入による活動の充実
⑥持続的な連携・協働を推進するための協定締結や連携の枠組みの明確化

9. 今後の検討課題

課題	内容・方策
指導者の確保・育成	・地域の多様な人材等から確保 ・指導を希望する教員等の兼業・兼職等を促進
活動場所の確保	・学校施設・区有施設・民間施設等 ・活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組む。
不適切行為や事故の防止	・不適切行為（暴言・暴力、ハラスメント、性加害等）の防止を徹底 ・指導の手引きやマニュアルを完備する。
受益者負担	・経済的な理由によって活動機会が失われないよう、低所得世帯にも配慮した金額設定
生徒の活動機会の確保	・障害の有無に関わらず、生徒が活動を主体的に選択できる環境を整備
規定整備	・目黒区立学校に係る部活動の方針　・地域クラブ活動認定制度 ・目黒区外部指導員等配置基準　・教員等の兼業・兼職制度　等

2031

改革定着の目標年度

ウェルビーイングの向上

目黒区
MEGURO CITY